請書の添付書類の写し及び変更の届出書の添付書類等の写し（包括免許に係る特定無線局にあっては、法第27条の６第３項の届出書の写し）	

注　備付書類が電磁的記録によるものの場合は、当該電磁的記録を表示することができる電子計算機その他の機器の備付けを確認するとともに、当該電磁的記録を当該機器により表示して確認するものとする。なお、備付書類が音声により記録された無線業務日誌であるときは、「表示」とあるのは、「再生」とする。

3　無線設備等

一　無線局事項書及び工事設計書に記載された内容の事実の確認（包括免許に係る特定無線局の場合を除く。）

検査の項目	具体的な検査の実施方法等	検査の成績
1　無線局事項書関係		
(1)　免許人の氏名又は名称並びに住所	免許記録及び申請書の添付書類等（写しを含む。）により、その記載事項を照合し、確認する。	［略］
(2)　無線設備の設置場所	無線設備の設置場所を免許記録及び無線局事項書の写しと照合し、確認する。	［略］
［2　略］		

［一の二～三　略］

該書類を表示できる備付けの電子計算機その他の機器により表示して調べる。	

注　免許状に代えてその電磁的記録による写しを備え付けている場合又は当該書類が電磁的方法により記録されている場合は、「電子計算機その他の機器を備え付けていないとき、表示できないとき又は記録がないとき」と読み替える。

3　［同左］

一　［同左］

検査の項目	具体的な検査の実施方法等	検査の成績
1　［同左］		
(1)　［同左］	免許状又はその電磁的記録による写し及び申請書の添付書類等（写しを含む。）により、その記載事項を照合し、確認する。	［同左］
(2)　［同左］	無線設備の設置場所を免許状又はその電磁的記録による写し及び無線局事項書の写しと照合し、確認する。	［同左］
［2　同左］		

［一の二～三　同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。

附　則

（施行期日）

1　この告示は、電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和七年法律第二十七号）の施行の日（令和七年十月一日）から施行する。

（経過措置）

2　この告示の施行の日から五年を経過する日までの間は、この告示による改正前の平成二十三年総務省告示第二百七十八号第１の２、第１の３の一、第２の２、第２の３の一、第３の２及び第３の３の一の規定の適用については、なお従前の例によることができる。

○総務省告示第二百八十八号

登録検査等事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）第二十条及び別表第七号第三の三(2)の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第二百七十九号（登録検査等事業者等規則第二十条及び別表第七号第三の三(2)の規定に基づく登録検査等事業者等が行う点検の実施方法等及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年八月二十五日

総務大臣　村上誠一郎